

# 定期の予防接種

0～20歳未満【無料】



乳幼児の定期予防接種は、社会全体で感染症の流行を抑えるためにも、受けるよう努めましょう。



医療機関で実施する予防接種（実施時期：通年）

種別	回数	標準的な接種年齢	対象年齢	備考
ヒブワクチン	初回接種 3回（27日以上の間隔をおく）	初回接種開始は 生後2か月から生後7か月に至るまでの間	2か月から5歳に至るまでの間	●接種を開始する年齢によって、接種回数異なります。 「予防接種と子どもの健康（説明書）」をご覧ください。
	追加接種 1回（初回接種後、7か月～13か月までの間隔をおく）	初回接種後 7か月から13か月に至るまでの間		
小児用肺炎球菌ワクチン	初回接種 3回（27日以上の間隔をおく）	初回接種開始は 生後2か月から生後7か月に至るまでの間	2か月から5歳に至るまでの間	●接種を開始する年齢によって、接種回数異なります。 「予防接種と子どもの健康（説明書）」をご覧ください。
	追加接種 1回（初回接種後、60日以上の間隔をおき、かつ12か月に至った日以降）	生後12か月から生後15か月に至るまでの間		
四種混合	1期初回 3回（20日以上の間隔をおく）	生後3か月から生後12か月に至るまでの間	3か月から90か月に至るまでの間	●四種混合ワクチンを接種した場合は、三種混合ワクチンと不活化ポリオワクチンを接種する必要はありません。
	1期追加 1回（1期初回接種後、6か月以上の間隔をおく）	1期初回接種後 12か月から18か月に達するまでの間		
二種混合	2期 1回	11歳に達したときから 12歳に達するまでの間	11歳以上 13歳未満の者	●対象者には個別通知します。
B型肝炎	1回目・2回目（27日以上の間隔をおく）	生後2か月から生後9か月に至るまでの間	1歳に至るまでの間	
	3回目（1回目接種後、139日以上の間隔をおく）			
不活化ポリオ	1期初回 3回（20日以上の間隔をおく）	生後3か月から生後12か月に至るまでの間	3か月から90か月に至るまでの間	
	1期追加 1回（1期初回接種後、6か月以上の間隔をおく）	1期初回接種後 12か月から18か月に達するまでの間		
BCG	1回	生後5か月から生後8か月に達するまでの間	1歳に至るまでの間	●生後3か月以上での接種が推奨されています。
水痘	初回接種 1回	生後12か月から生後15か月に至るまでの間	12か月から36か月に至るまでの間	
	追加接種 1回（初回接種後、3か月以上の間隔をおく）	初回接種後 6か月から12か月に至るまでの間		

9

種別	回数	標準的な接種年齢	対象年齢	備考
麻しん・風しん	1期 1回	対象年齢と同様 （1歳になったらなるべく早く受けるよう お勧めします）	1歳から2歳に至るまでの間	●基本的には、麻しん風しん混合ワクチンによる接種ですが、麻しんか風しんにかかったことのある場合は、かかっていない方の単独ワクチンの予防接種を受けることができます。詳しくは健康推進係までお問い合わせください。
	2期 1回		5歳以上7歳未満にある年長児	
日本脳炎	1期初回 2回（6日以上の間隔をおく）	3歳に達したときから4歳に達するまでの期間	6か月から90か月に至るまでの間	●右記に該当する方は、特例措置として指定期間に不足回数を定期接種として受けることができます。（接種回数計4回。接種すべき残りの回数は母子健康手帳により確認してください。） ●2期の対象者には個別通知いたします。
	1期追加 1回（1期初回接種後、6か月以上の間隔をおく）	4歳に達したときから5歳に達するまでの期間		
	2期 1回	9歳に達したときから10歳に達するまでの期間		
子宮頸がん予防ワクチン	サーバリックス3回	対象年齢と同様	小学6年生～高校1年生および相当年齢	●現在、積極的な接種を差し控えています。再開時には、中学1年生の女子に個別通知にてご案内します。
	ガーダシル3回			

定期の予防接種



- 【持ち物】 ●母子健康手帳 ※忘れた場合は接種できません。  
●予診票 ※御代田町で発行した予診票に限ります。



【予診票発行】 ●保健福祉課健康推進係で発行します。（持ち物：母子健康手帳）

- 【注意事項】 ●配布されている「予防接種と子どもの健康（説明書）」を事前に必ずご覧ください。  
●接種には保護者が同伴してください。保護者以外の方が接種に同伴する場合は委任状が必要です。委任状は平成26年度生まれ以降のお子さんは、『赤ちゃんの本』に綴じてあります。お手元がない場合は、保健福祉課健康推進係1階6番窓口でお渡しします。  
●予診票は、自宅で正確に記入してから、接種会場にお持ちください。ただし、体温は会場で測定してからご記入ください。  
●年齢計算は、法律により誕生日の前日に年齢が加算されますのでご注意ください。（「以上」「〇か月から」「から」は誕生日の前日から、「至るまでの間」「達するまでの間」「未満」は誕生日の前日まで）

問い合わせ先：保健福祉課 健康推進係  
☎0267(32)2554

10